

令和7年11月28日

新潟新卒者等人材確保推進本部

事務局：新潟労働局職業安定課

課長 落合 直樹 課長補佐 小柳 博行

TEL：025-288-3507

報道関係者 各位

新規学卒就職者の離職状況（令和4年3月卒業者の状況）

新潟労働局は、令和4年3月に卒業した新規学卒就職者の就職後3年以内の離職状況について取りまとめました。

なお、新潟労働局においては、新卒応援ハローワーク※などで、引き続き離職した学生生徒に対する相談・支援を行っていきます。

（※ 厚生労働省 新卒応援ハローワーク <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunva/0000132220.html>）

1 新規学卒就職者の就職後3年以内離職率

	大学卒	前年比	短大・専修 学校等卒	前年比	高校卒	前年比
新潟県	33.6%	▲1.4P	41.0%	▲0.1P	33.6%	▲0.2P
全国	33.8%	▲1.1P	44.5%	▲0.1P	37.9%	▲0.5P

2 事業所規模別の就職後3年以内離職率

	大学卒	前年比	短大・専修 学校等卒	前年比	高校卒	前年比
1,000人以上	33.9%	▲1.7P	39.0%	+8.3P	27.1%	▲0.1P
500～999人	28.1%	+1.8P	31.7%	+1.3P	27.0%	▲1.0P
100～499人	30.5%	▲5.8P	33.7%	▲5.8P	29.8%	▲0.3P
30～99人	38.4%	+3.7P	46.6%	+3.6P	40.6%	+0.2P
5～29人	47.4%	+4.4P	50.7%	+0.3P	49.0%	+4.1P
4人以下*	46.7%	▲26.0P	54.2%	▲6.2P	44.7%	▲11.3P

注）*印の数値については、サンプル数が少ないため、利用上注意を要する。

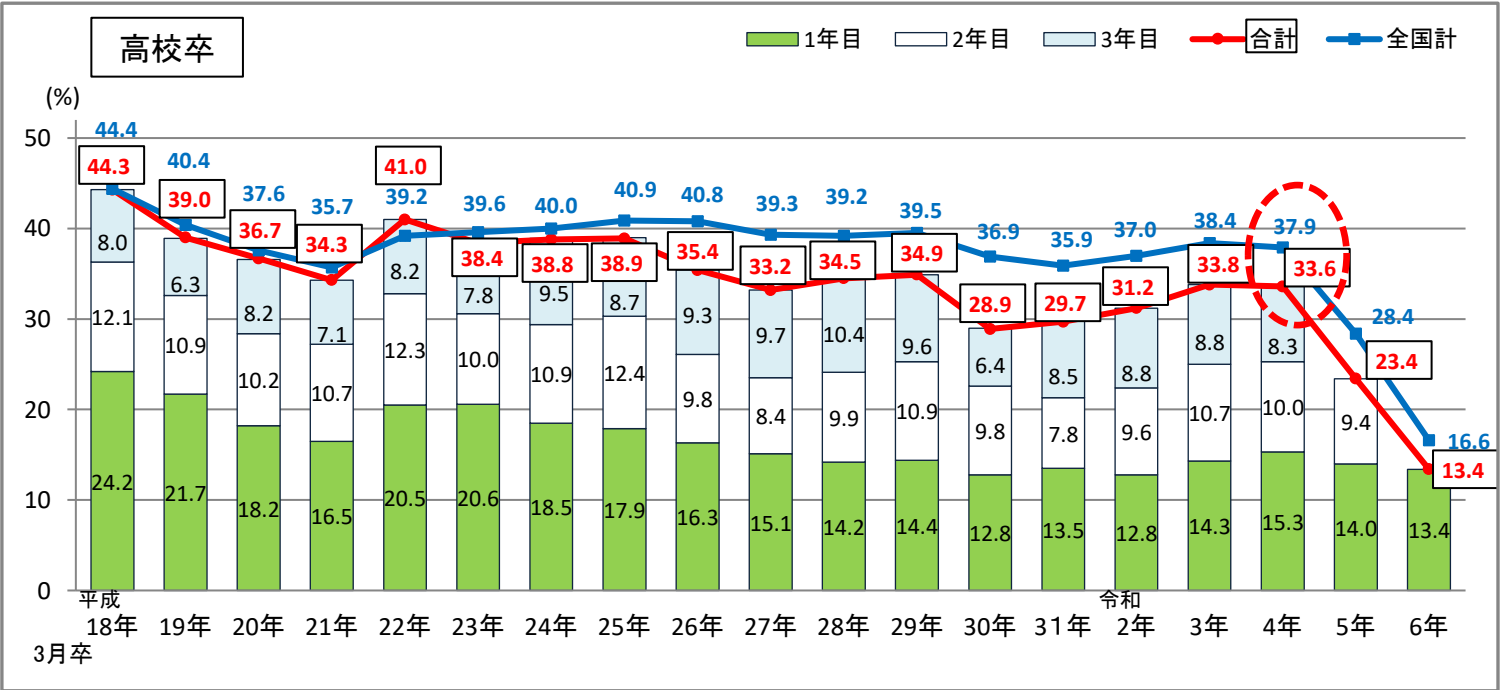
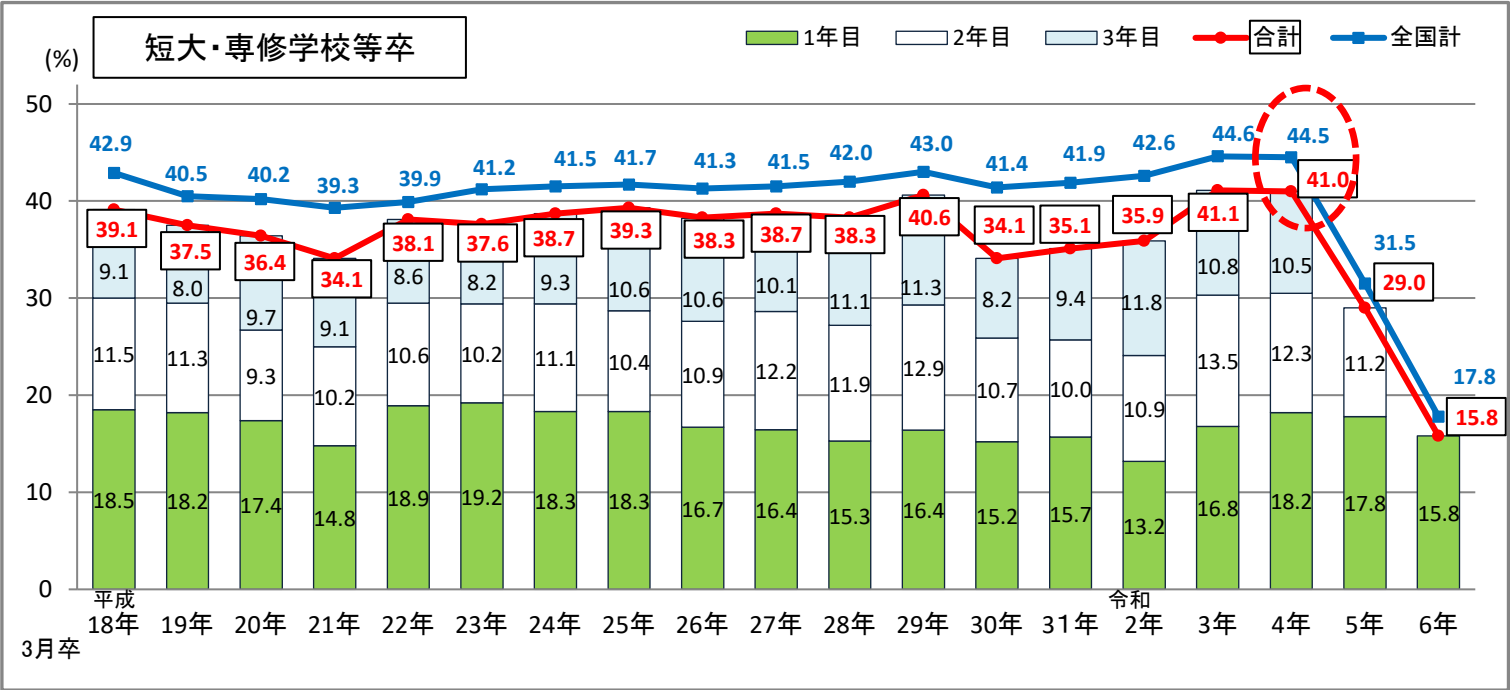
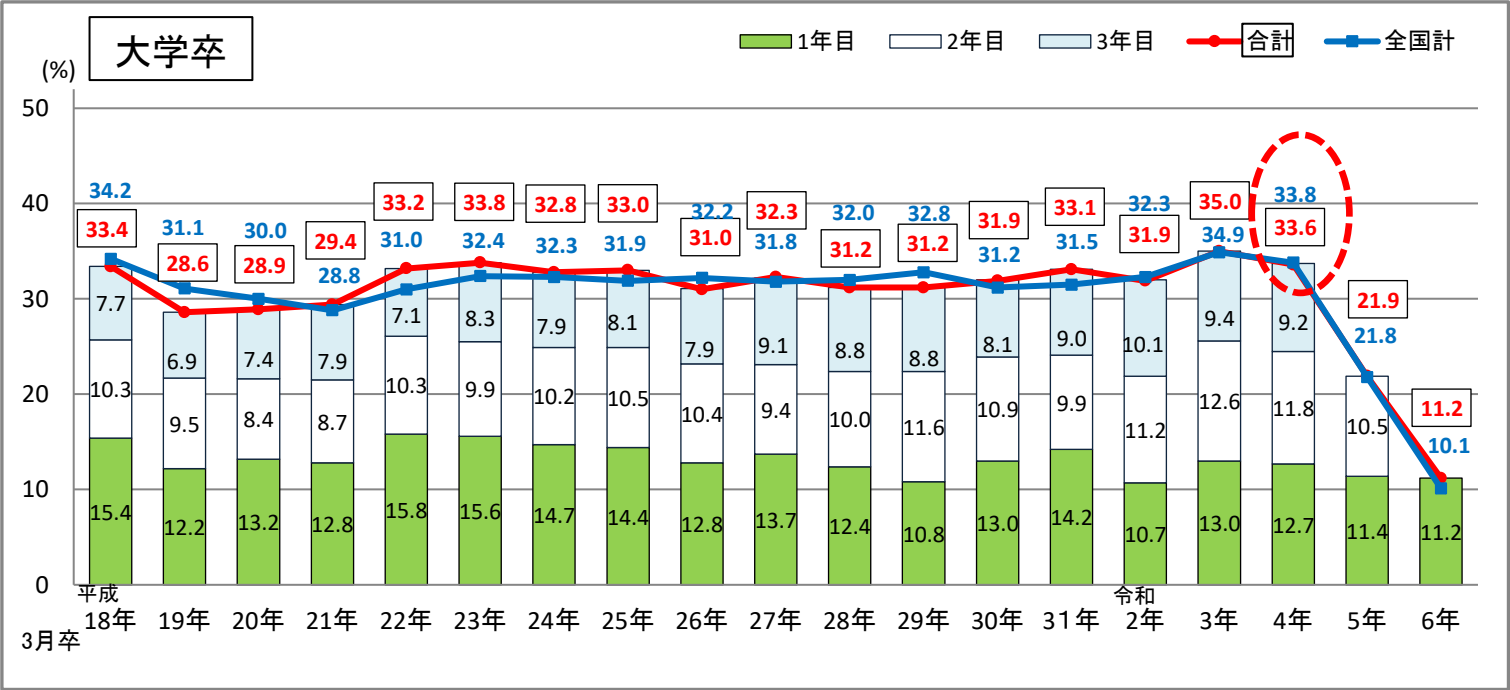
3 就職後3年以内離職者のうち離職率の高い上位3産業

大学卒		前年比	短大・専修学校等卒		前年比	高校卒		前年比
宿泊・飲食サービス業*	59.0%	▲4.8P	生活関連サービス・娯楽業	63.3%	+4.3P	宿泊・飲食サービス業*	72.5%	+5.6P
生活関連サービス・娯楽業*	58.6%	+10.0P	宿泊・飲食サービス業*	52.9%	▲8.2P	生活関連サービス・娯楽業*	65.3%	+4.1P
サービス業（他に分類されないもの）	55.0%	+12.1P	卸・小売業	47.6%	+4.6P	医療・福祉*	45.5%	+6.9P

注）*印の数値については、サンプル数が少ないため、利用上注意を要する。

新規学卒就職者の学歴別就職後3年以内離職率の推移(新潟県)

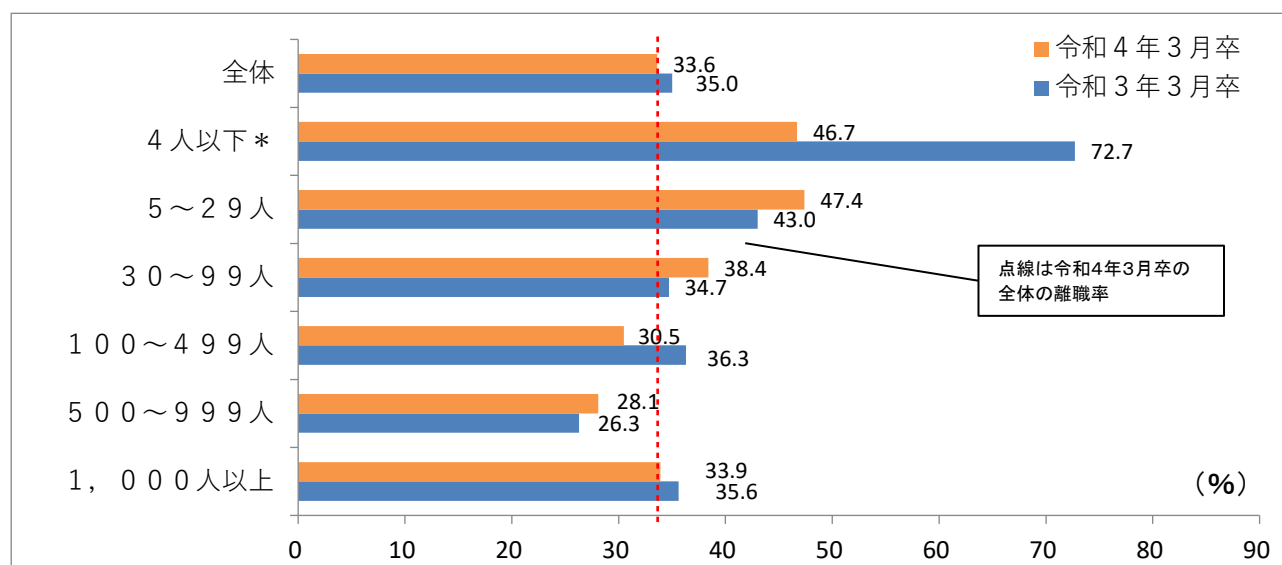
新潟労働局職業安定課
令和7年3月31日現在



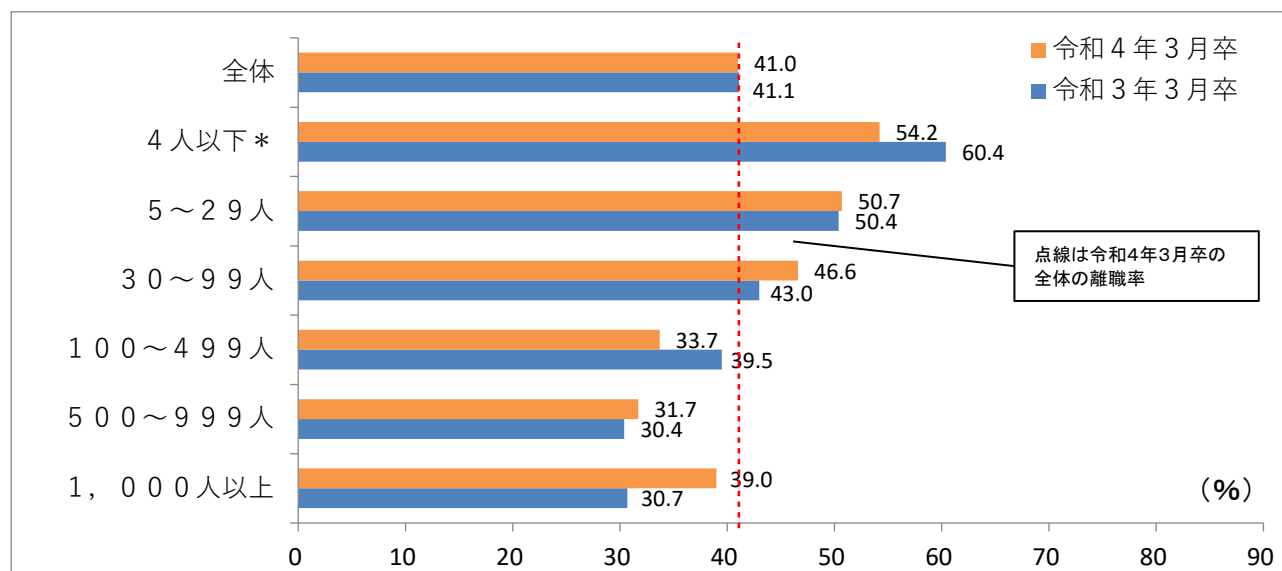
(注) この離職率は厚生労働省が管理している雇用保険被保険者の記録を基に算出したものであり、新規に被保険者資格を取得した年月日と生年月日により各学歴に区分している。
3年目までの離職率は、四捨五入の関係で1年目、2年目、3年目の離職率の合計と一致しないことがある。

令和4年3月卒業就職者の離職率(卒業後3年以内)の前年度比較(新潟県) (事業所規模別)

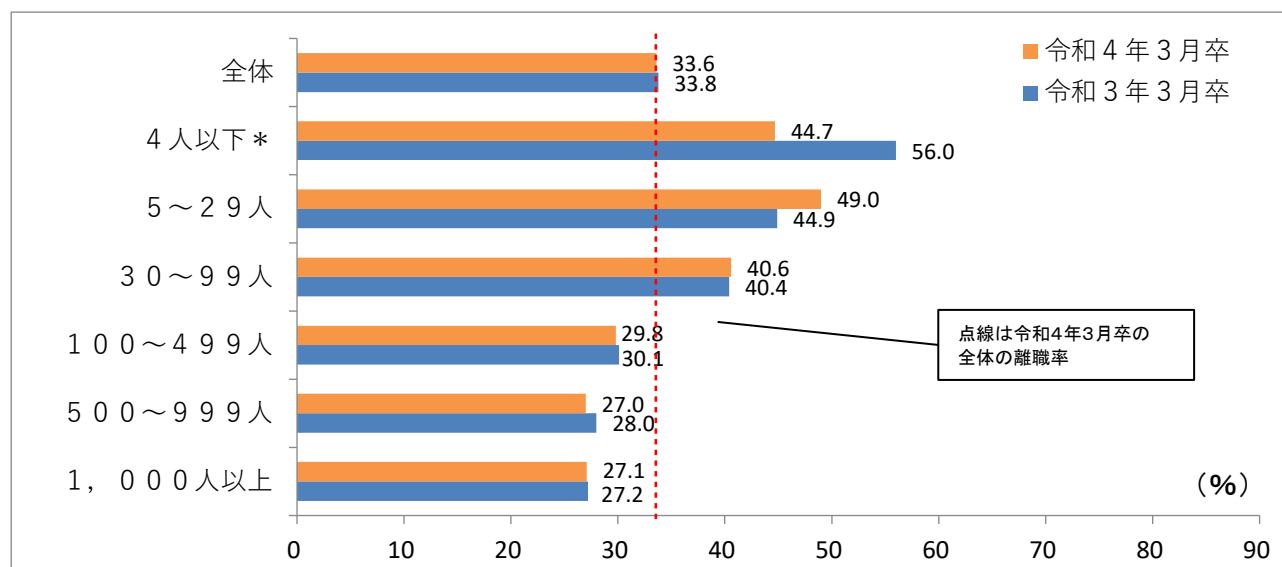
大学卒



短大・専修学校等卒



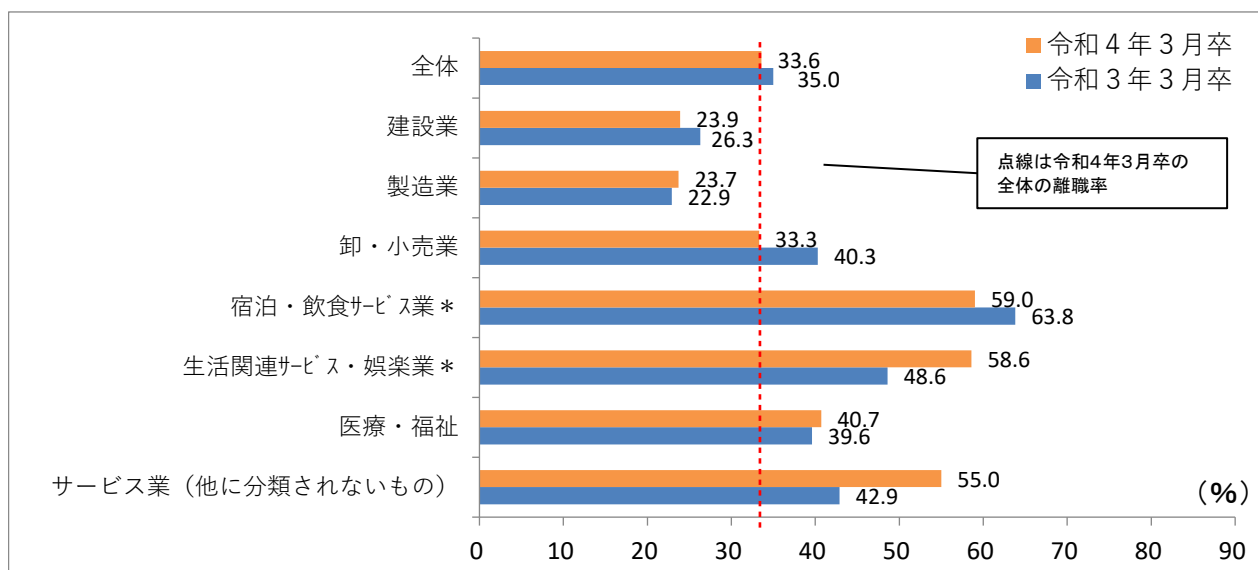
高校卒



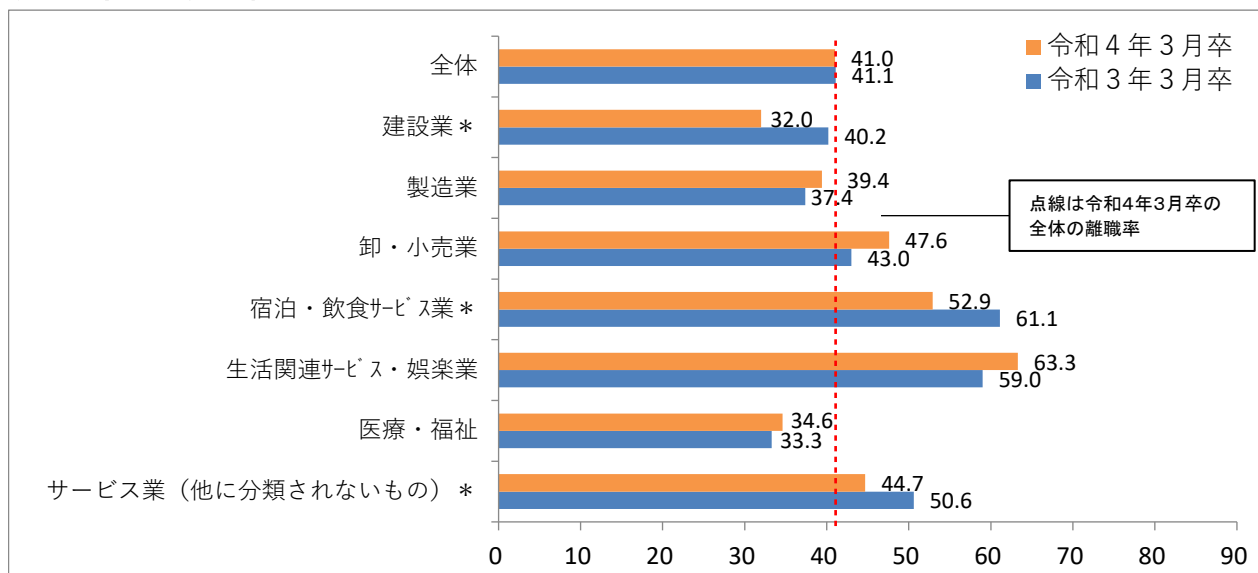
注) *印の数値については、サンプル数が少ないため、利用上注意を要する。

令和4年3月卒業就職者の離職率(卒業後3年以内)の前年度比較(新潟県) (産業別)

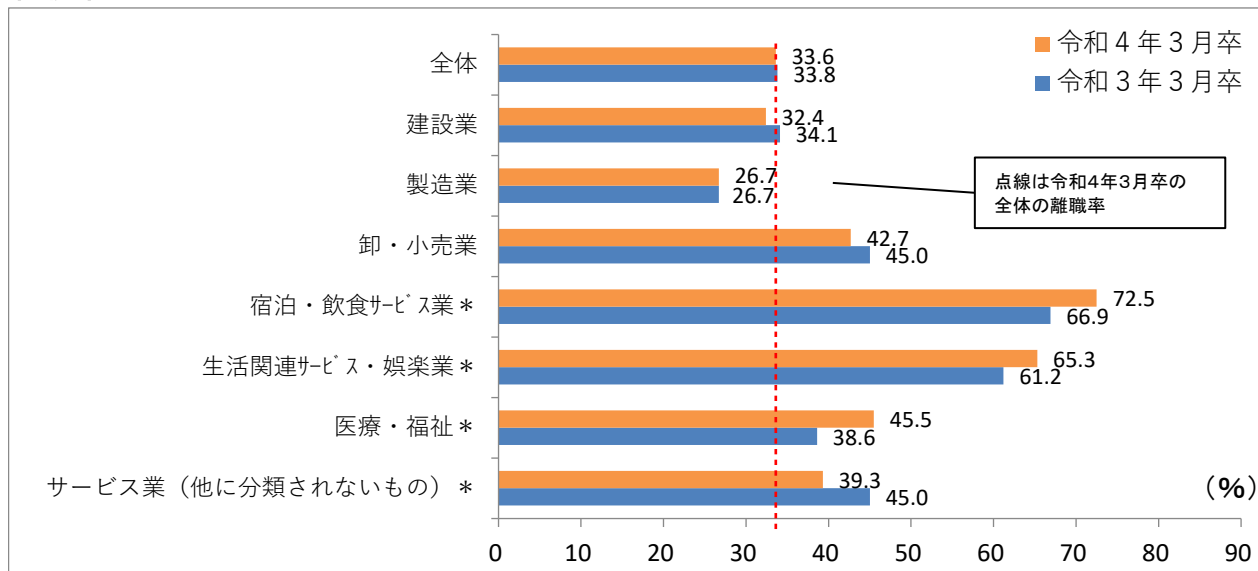
大学卒



短大・専修学校等卒



高校卒



注) *印の数値については、サンプル数が少ないため、利用上注意を要する。

参 考

【資料出所及び離職率の集計の考え方】

事業所からハローワークに対して、雇用保険の取得届が提出された新規被保険者資格取得者の生年月日、資格取得加入日等、資格取得理由から学歴ごとに新規学校卒業者と推定される就職者数を算出し、更にその離職日から離職者数・離職率を算出している。

具体例は次のとおり。

具体例

○ 令和4年3月新規大学卒業者の3年目離職率の場合

[1]就職者： 生年月日が平成12年4月1日以前で、令和4年3月1日から令和4年6月30日までに新規学卒として雇用保険に加入した者を令和4年3月新規大学卒業就職者とみなす。

[2]離職者： [1]のうち、令和4年3月1日から令和7年3月31日までに離職した者
(令和4年3月1日から令和4年6月30日までに新規学卒として雇用保険加入の届けを提出した事業所を上記の期間中に離職した場合、離職理由や離職後の就業の状態に関わらず離職者として算出している(以下、[4][6]についても同様))。

※ 令和4年3月新規大学卒業者の離職率・・・[2]／[1]

○ 令和4年3月新規短大・専修学校等卒業者の3年目離職率の場合

[3]就職者： 生年月日が平成12年4月2日から平成14年4月1日までの者で、令和4年3月1日から令和4年6月30日までに新規学卒として雇用保険に加入した者を令和4年3月新規短大・専修学校等卒業就職者とみなす。

[4]離職者： [3]のうち、令和4年3月1日から令和7年3月31日までに離職した者。

※ 令和4年3月新規短大・専修学校等卒業者の離職率・・・[4]／[3]

○ 令和4年3月新規高校卒業者の3年目離職率の場合

[5]就職者： 生年月日が平成14年4月2日から平成16年4月1日までの者で、令和4年3月1日から令和4年6月30日までに新規学卒として雇用保険に加入した者を令和4年3月新規高校卒業就職者とみなす。

[6]離職者： [5]のうち、令和4年3月1日から令和7年3月31日までに離職した者。

※ 令和4年3月新規高校卒業者の離職率・・・[6]／[5]